

添付図書一覧表

- 建築物エネルギー消費性能向上計画(変更)認定申請
- 建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書交付申請
- 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請

申請に必要な図書		申請者チェック欄				
		適合証等あり		その他		
		認定の種別	向上	基準	向上	基準
<b>共通図書</b>						
設計内容説明書						
付近見取図						
配置図						
仕様書(仕上げ表を含む。)						
各階平面図						
床面積求積図						
用途別床面積表						
立面図						
断面図又は矩計図						
各部詳細図						
各種計算書						
その他確認に必要な書類( ) <注1>						
<b>性能向上計画認定において法第34条第3項各号に掲げる事項(他の建築物)が記載されている場合</b>						
他の建築物に関する添付図書一覧表(本紙)						
申請建築物に設置される自他供給型熱源機器等から他の建築物に熱又は電気を供給するために必要な導管の配置状況を記載した図面						
申請建築物に設置される自他供給型熱源機器等から他の建築物に熱又は電気を供給することに関する当該他の建築物の建築主等の同意を証する書面						
<b>設備機器関係(住宅)(住宅部分が含まれる場合)</b>						
機器表						
<b>設備機器関係(非住宅)</b>						
機器表						
仕様書						
系統図						
各階平面図						
制御図						
<b>所管行政庁が必要と認める図書</b>						
適合証等(いずれか)	登録性能判定等機関が交付した適合証					
	品確法に規定する設計住宅性能評価書(断熱等級5、等級6又は等級7*及び一次エネ等級6**に適合する場合に限る。)の写し ※基準省令の施行の際(R4/10/1)現に存する建築物は断熱等級4及び一次エネ等級4(設計一次エネが基準一次エネを下回る場合に限る。)又は等級5も可(増改築等をする部分を除く。)					
	法第12条第6項に規定する適合判定通知書及び検査済証の写し					
	性能向上計画認定通知書の写し及び検査済証の写し					
	低炭素法第54条に基づく認定通知書の写し及び検査済証の写し					
	品確法に基づく建設住宅性能評価書(断熱等級4、等級5、等級6又は等級7及び一次エネ等級4、等級5又は等級6**に適合する場合に限る。)の写し ※法の施行の際現に存する建築物は等級3も可					
	添付図書一覧表(本紙)					
	申請手数料算定表(様式5)					
	(基準省令附則第3条又は第4条の適用を受ける場合) 基準省令の施行の際(R4/10/1)現に存することを確認できる書類の写し					
	(基準省令附則第3条又は第4条の適用を受ける場合) 法施行の際(H28/4/1)現に存することを確認できる書類の写し					
<b>変更時・軽微変更該当証明書交付申請時</b>						
変更床面積算定表(変更様式1)						
変更床面積算定表 別紙(変更様式2)						
変更床面積算定に係る求積図(算定表の区分ごとに変更部分及び変更項目を明示したもの)						
変更床面積算定に係る求積表						
<b>法第35条第2項に基づく建築基準関係規定に係る審査を申し出る場合</b>						
建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書						
(構造)適合判定通知書(構造計算適合性判定が必要な場合)						
委任状 <注2>						

- ・性能向上計画認定に法第34条3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあっては、1の建築物ごとに図書を作成してください。
- ・申請窓口は、明石市都市局住宅建築室建築安全課です。

**<注1> その他確認に必要な書類について**

適合書等ありの場合、各種計算書の提出は不要ですが、認定申請書第三面の記載内容について確認するため、国立研究開発法人建築研究所が公表している「エネルギー消費計算書プログラム」の一次エネルギー消費量計算結果等の添付が必要です。

**<注2> 委任状について**

申請者から委任を受けた者が申請を行う場合に限り必要です。

**<注3> 申請図書の必要部数**

認定申請に必要な部数は正本1部、副本1部（適合証等を添付しない場合は2部）です。

また、変更認定申請又は軽微変更該当証明書交付申請の場合は、変更内容が分かる図書を添付し、直前の認定通知書及び副本（変更に係る部分に限る。適合証等を添付しない場合は2部。）を添えて提出してください。